〃	〃	三十億円	九十九円六十四銭	
〃	〃	十億円	九十九円九十銭	
〃	〃	第十四回	九十八円六十銭	
〃	〃	二十億円	九十八円七十銭	
〃	〃	二十二億円	九十八円七十八銭	
〃	〃	五十一億円	九十八円七十九銭	
〃	〃	二十億円	九十八円八十銭	
〃	〃	五十五億円	九十八円九十銭	
〃	〃	四十二億円	九十九円	
〃	〃	十億円	九十九円八銭	
〃	〃	第十五回	百円十銭	
〃	〃	五億円	百円十三銭	
〃	〃	八億円	百円二十銭	
〃	〃	第十六回	九十九円十五銭	
〃	〃	百億円	九十九円四十銭	
合計	〃	九百七十四億円		

○財務省告示第三百四十二号

国債証券買入銷却法（明治三十九年法律第五号）第二条の規定に基づき、同法第一条第一項の規定により平成二十二年十月一日に買入消却した国債の名称等を別表のとおり告示する。

平成二十二年十月二十二日

財務大臣臨時代理
国務大臣　海江田万里

（別表）

国債の名称	記号	額面金額の総額	額面金額百円当たりの買入価格
利付国庫債券（変動・十五年）	第八回	二十五億円	百円七十六銭
〃	第九回	百五億円	百円五銭
〃	〃	一億円	百円二十銭
〃	〃	五億円	百円二十五銭
〃	〃	五億円	百円三十銭
〃	〃	二十億円	百円三十四銭
〃	〃	五億円	百円三十五銭
〃	第十回	六億円	九十九円八十一銭

〃	第十九回	三十億円	九十九円八十五銭
〃	〃	五十四億円	九十八円五十三銭
〃	第二十回	五億円	九十九円三十二銭
〃	〃	七億円	九十九円三十四銭
〃	〃	七億円	九十九円三十八銭
〃	〃	一億円	九十九円四十銭
〃	第二十一回	四億円	九十九円六十銭
〃	第二十二回	四億円	百円六十三銭
〃	第二十三回	五億円	百円十三銭
〃	第二十四回	三億円	百円三十八銭
〃	〃	七億円	百円四十一銭
〃	〃	三億円	百円四十五銭
〃	第三十回	五億円	九十六円七十五銭
〃	〃	五億円	九十六円八十銭
〃	〃	五億円	九十六円八十五銭
〃	〃	十八億円	九十六円八十六銭
〃	第三十六回	五億円	九十五円九十五銭
〃	第三十七回	十億円	九十七円八十銭
〃	〃	十億円	九十七円八十五銭
〃	〃	十億円	九十七円九十銭
〃	第三十八回	十億円	九十九円十七銭
〃	〃	三億円	九十八円五銭
〃	第三十九回	二十億円	百一円十八銭
〃	〃	十五億円	九十九円二十五銭
〃	〃	十一億円	九十九円二十三銭
〃	〃	五十億円	百一円二十銭
〃	〃	五億円	百一円二十一銭
〃	〃	三十億円	百一円二十四銭